

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	国立療養所長島愛生園附属看護学校
設置者名	厚生労働省 厚生労働大臣 後藤 茂之

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
看護専門課程 (二年課程)	看護学科	夜・通信	10 単位	6 単位	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/hansen/aiseien/school/study/curriculum.html

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	国立療養所長島愛生園附属看護学校
設置者名	厚生労働省 厚生労働大臣 後藤 茂之

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	学校運営会議
役割	<p>学校運営の円滑化及び適正化を図るために、学校運営会議を設置している。</p> <p>(目的) 学校の円滑化及び適正な運営を図る。</p> <p>(審議事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 学校の規定の制定改廃 二 学校の予算の執行計画 三 教育課程の編成に関する事項 四 各年度の教育計画に関する事項 五 学校の講師・実習施設の選定に関する事項 六 学生の募集及び入学に関する事項 七 学生の単位・卒業認定に関する事項 八 学生の休学、復学、退学に関する事項 九 転入学者の既習単位等の認定に関する事項 十 学生の就職に関する事項 十一 学校運営の評価に関する事項 十二 学校の施設整備に関する事項 十三 その他学校の運営に関し重要と認める事項 <p>(外部人材の役割) 多様な意見を反映させるため外部委員2名を学校長が任命し、外部委員自らの経験や役割を活かして学校運営に反映させることで、更なる学校運営の適正化が図られるよう活かす。</p> <p>(審議事項の活用方法) 令和3年度は学校運営会議を年6回開催した。特に外部委員の方から、カリキュラムに対する意見、学生の状況や学籍異動に関する意見をいただき、講師の講義調整の方法を工夫したり、実習指導を指導者と協働したり、教育活動に取り入れている。</p>

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
国立療養所長島愛生園 看護師長	2021. 4. 23～2023. 3. 31	講師・実習指導者
国立療養所長島愛生園 副看護師長	2021. 4. 23～2023. 3. 31	講師・卒業生

(備考)

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	国立療養所長島愛生園附属看護学校
設置者名	厚生労働省 厚生労働大臣 後藤 茂之

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。	
(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)	
【授業計画書の作成について】	
・授業に関する事項(時間割・授業内容及び方法・進行)について各学年担当、カリキュラム調整者、教育主事が教官会議(1回/週)で検討する。	
・実習に関する事項(実習計画、実習要綱、実習指導、実習評価等)を検討するため各学年担当、実習調整者、教育主事が教官会議(1回/週)を開催する。	
・授業計画書は、授業終了後の学生による授業評価、講師による授業評価、テキストの改訂内容や国家試験出題基準をふまえた検討を行い毎年3月に改訂する。	
・実習要綱は、学生による実習評価アンケート、指導者による評価、看護技術経験状況等を振り返り改訂する。実習要綱には、科目名、実習目的、実習目標、行動目標、学習内容、実習方法、実習評価基準を記載する。	
【授業計画書の内容と公表について】	
・授業計画書には、科目名、時間数、単位数、担当講師名、学年、開講年次、科目目的、科目目標、授業計画、授業内容、授業方法、准看護学校での授業内容、教科書、参考書、評価方法を記載している。さらに教育課程進捗計画と評価計画を明示している。	
・4月に学生便覧、授業計画書、実習要綱を各学生に配布し、履修についての説明を行い、7月～8月に学校ホームページで授業計画書を公表する。	
授業計画書の公表方法	https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iryoku/hansen/aiseien/school/study/curriculum.html
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

【授業科目の評価】

- ・評価基準を授業計画書内に記載して、基準に則り適正に評価している。評価基準は「筆記試験」「レポート提出」「実技試験」「出席状況」「授業態度」「グループ/発表成果」があり、科目評価をどの方法で行うかを示している。
- ・実技試験においては評価基準を設け、事前に学生に説明し、技術試験の前に教官間で評価の視点について検討し共通理解をして実施する。実技試験の結果は、評価会議で検討し、客観的な評価を行っている。
- ・実習においては、実習評価表に評価項目および評価基準を記載している。評価は、教官と臨床実習指導者と協議している。
- ・入学時や終了試験前、実習前オリエンテーションにおいて学習内容の位置づけや進級に関する項目について学生にガイダンスしている。

【単位の認定】

- ・単位の認定は、学生便覧に記載している学則・学則細則・履修規程に単位認定基準を掲載している。3月に学校運営会議（履修認定）を開催し、単位の認定を行い、単位の修得状況について学生に通知している。
- ・単位の認定については学則第18条及び学則細則第11条に定める。内容は以下の通りである。

(授業科目の評価及び単位修得の認定)

学則第18条 単位修得の認定は、講義、実習等に必要な時間の取得状況と当該科目の評価により行う。

- 2 出席時数が授業時数の3分の2に達しない者は、その科目について評価を受ける資格を失う。
- 3 授業科目の評価は優（80点以上）、良（70点から79点）、可（60点から69点）及び不可（60点未満）とし、可以上を合格とする。
- 4 病気その他やむを得ない理由により試験を受けることのできなかつた者又は不合格の者に対しては、追試験又は再試験を行うことができる。

(授業科目の評価及び単位修得の認定)

学則細則第11条 学則第18条第1項の単位修得の認定に関する事項は、履修規程に定める。

- 2 学則第18条第1項の単位修得の認定は、当該科目の試験（学習状況、学習報告等を含む）及び実習評価に基づく。
- 3 学則第18条第2項に該当する者は、手続きを行い次年度当該科目を履修し、評価を受ける。
- 4 終了試験及び実習評価は、60点以上ある場合を合格とする。これに満たなかつた者は再試験及び再実習を受けることができる。
- 5 再試験が不合格（60点未満）の者は、次年度当該科目の試験を受けることができる。
- 6 再実習の評価が不合格（60点未満）の者は、次年度当該科目の臨地実習を受けることができる。
- 7 学則第18条第4項にかかる病気その他やむを得ない理由により試験を受けることのできなかつた者は、追試験を受けることができる。
- 8 学則第18条第4項にかかる病気その他やむを得ない理由により、出席時間が3分の2に満たないため臨地実習の評価を受けることができなかつた者は、追実習を行い、評価を受けることができる。
- 9 追試験・追実習を受けることができるのは、次の各号に掲げる場合とする。
 - 一 病気、負傷
 - 二 災害
 - 三 交通事故
 - 四 3親等以内の葬儀
 - 五 その他学校長が認める理由
- 10 追試験・追実習の結果、不合格の者は、再試験または再実習を受けることができる。

<p>3. 成績評価において、G P A等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。</p> <p>(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本校の授業科目の評価及び単位修得の認定については、学則第 18 条及び学則細則 11 条に定めており、出席時数が授業時数の 3 分の 2 に達しない者は、その科目について評価を受ける資格を失うこと、授業科目の評価は全科目評価を点数化し、優 (80 点以上)、良 (70 点から 79 点)、可 (60 点から 69 点) 及び不可 (60 点未満) とし、可以上を合格としている。 ・更にG P A (Grade Point Average) を導入して、各学生の履修登録科目の成績評価をグレード・ポイント (G P) に変換し、G P に当該科目の単位数を乗じて、その総和を履修総単位数で除した値をG P Aとする。高等学校の評定平均のように、学業結果を総合的に判断する指標として役立ち、従来の修得単位数という量的な判断に加えて、質的な観点からの判断材料になると考える。 ・令和 3 年度 44 期生 (第 1 学年) のG P A算出に基づく成績評価は、下位 1/4 に該当する人数は、2 人、及び下位 1/4 に該当する指標の数値を示した。 	
<p>客観的な指標の算出方法の公表方法</p>	<p>https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/hansen/aiseien/school/study/unitcertify.html</p>
<p>4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。</p> <p>(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>【卒業の認定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学則第 24 条において、学校長は、第 17 条に定める授業科目の単位の修得の認定を受けた者について、2 月の学校運営会議の議を経て、卒業を認定すると定めている。 ・卒業の認定については学則第 24 条及び学則細則第 22 条に定める。内容は以下の通りである。 <p>(授業科目、単位数及び時間数)</p> <p>学則第 17 条 本学校における授業科目、単位数及び時間数は、別表のとおりとする。</p> <p>2 別表中、講義及び演習については、15 時間から 30 時間、実験、実習及び実技については 30 時間から 45 時間、臨地実習については、45 時間をもって 1 単位とする。</p> <p>(卒業)</p> <p>学則第 24 条 学校長は、第 17 条に定める授業科目の単位の修得の認定を受けた者について、学校運営会議の議を経て、卒業を認定する。</p> <p>2 学校長は、卒業を認定した者に対し、卒業証書を授与する。</p> <p>(卒業認定)</p> <p>学則細則第 22 条 卒業の認定にあたっては本校の教育課程を修了した者で、次の各号に該当する者に対して学校運営会議の議を経て決定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 本学校の定める授業科目、単位数 (時間数) を修得した者。 二 授業科目の各々の単位を認定された者。 三 修業年限 2 年、又は在学年限内の者。 四 出席日数が各学年の出席すべき日数の 3 分の 2 以上の者。 	
<p>卒業の認定に関する方針の公表方法</p>	<p>https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/hansen/aiseien/school/study/unitcertify.html</p>

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	国立療養所長島愛生園附属看護学校
設置者名	厚生労働省 厚生労働大臣 後藤 茂之

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	
収支計算書又は損益計算書	
財産目録	
事業報告書	
監事による監査報告（書）	

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療		看護専門課程 (二年課程)	看護学科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
2年	昼間	2,190時間/71単位 単位時間/単位	1245時間 /47単位	225時間 /8単位	720時間 /16単位	0時間/ 0単位	0時間/ 0単位
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
40人		20人	0人	7人	59人	66人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
<p>(概要)</p> <p>【授業について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業に関する事項（時間割・授業内容及び方法・進行）について各学年担任、カリキュラム調整者、教育主事が教官会議（1回/週）で検討する。 ・授業計画書は、授業終了後の学生による授業評価、講師による授業評価、テキストの改訂内容や国家試験出題基準をふまえた検討を行い毎年3月に改訂する。 ・授業計画書には、科目名、時間数、単位数、担当講師名、学年、開港年次、科目目的、科目目標、授業計画、授業内容、授業方法、准看護学校での授業内容、教科書、参考書、評価方法を記載している。さらに教育課程進捗計画と評価計画を明示している。 <p>【実習について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実習に関する事項（実習計画、実習要綱、実習指導、実習評価等）を検討するため各学年担当、実習調整者、教育主事が教官会議（1回/週）を開催する。 ・実習要綱は、学生による実習評価アンケート、指導者による評価、看護技術経験状況等を振り返り改訂する。実習要綱には、科目名、実習目的、実習目標、行動目標、学習内容、実習方法、実習評価基準を記載する。

<p>成績評価の基準・方法</p>
<p>(概要)</p> <p>【授業科目の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価基準を授業計画書内に記載して、基準に則り適正に評価している。評価基準は「筆記試験」「レポート提出」「実技試験」「出席状況」「授業態度」「グループ/発表成果」があり、科目評価をどの方法で行うかを示している。 ・実技試験においては評価基準を設け、事前に学生に説明し、技術試験の前に教官間で評価の視点について検討し共通理解をして実施する。実技試験の結果は、評価会議で検討し、客観的な評価を行っている。 ・実習においては、実習評価表に評価項目および評価基準を記載している。評価は、教官と臨床実習指導者と協議している。 ・入学時や終了試験前、実習前オリエンテーションにおいて学習内容の位置づけや進級に関する項目について学生にガイダンスしている。 ・学生便覧に、成績評価の基準について記載する。(優：80点以上、良：70点から79点、可：60点から69点及び不可：60点未満とし、可以上を合格とする。) ・4月に学生便覧、授業計画書、実習要綱を各学生に配布し、履修についての説明を行い、学校ホームページで授業計画書を公表する。
<p>卒業・進級の認定基準</p>
<p>(概要)</p> <p>【単位の認定、卒業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単位の認定は、学生便覧に記載している学則・学則細則・履修規程に単位認定基準を掲載している。3月に学校運営会議(履修認定)を開催し、単位の認定を行い、単位の修得状況について学生に通知している。 ・卒業は、学則・学則細則に卒業の認定について定め、2月の学校運営会議において卒業の認定を行っている。
<p>学修支援等</p>
<p>(概要)</p> <p>【1年次】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入学時の新入生ガイダンス(看護師国家試験対策、看護学生のマナー) ・クラス担任による面接(第1学期、第2学期、必要時) ・国家試験に向けての学習方法の確認、模擬試験実施後の結果分析をして個別指導 ・長期休暇中に過去の国家試験問題の実施と解剖生理学の強化 <p>【2年次】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クラス担任による面接(第1学期、第2学期、必要時) ・就職支援活動支援(就職募集先紹介や説明、パンフレットやポスター提示) ・国家試験に向けての学習方法の確認、模擬試験実施後の結果分析をして個別指導 ・国家試験対策についてはチューター制をとり、教員による個別の学習支援 ・看護師国家試験対策特別講義の実施 <p>【経済的支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本学生支援機構、母体病院の育英資金制度、各県・施設の奨学金制度 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラーによるカウンセリングを2回/月実施(希望者) ・学生寮の完備(個室、冷暖房完備) ・パソコンの貸与、Wi-Fi設備あり各自インターネット使用可能 ・既習科目認定制度 ・学生生活における傷害事故、賠償責任、実習中の感染事故に関する保険に加入 ・院外実習時の実習地への送迎バス対応

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
8人 (88.9%)	0人 (0%)	8人 (100%)	0人 (0%)
(主な就職、業界等) 看護師（国立ハンセン病療養所、国立病院機構、公的病院等）			
(就職指導内容) 【1年次】 ・前期、後期各進学調査 ・クラス担任による面接病院見学やインターンシップの相談を実施 ・就職募集先紹介や説明、パンフレットやポスターの提示 ・3月就職ガイダンス 【2年次】 ・4月就職ガイダンス ・4月クラス担任による面接、病院見学やインターンシップの相談を実施 ・就職先決定について相談があれば適宜実施 ・履歴書、小論文の書き方指導、模擬面接実施			
(主な学修成果（資格・検定等）) 看護師国家試験受験資格、専門士の称号			
(備考)（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
22人	2人	9.1%
(中途退学の主な理由) 進路変更のため		
(中退防止・中退者支援のための取組) ・スクールカウンセラーによるカウンセリングの実施（2回/月、希望者） ・クラス担任による個別面談、個別支援 ・クラス担任による保護者への連絡相談 ・実習指導担当教官による支援 ・成績低迷者、希望者に対する学習支援		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
看護学科	172,200 円	300,000 円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援 (任意記載事項)				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/hansen/aisei/school/annai/overview.html
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制) 学校関係者評価委員会については、以下の「国立療養所長島愛生園看護学校業務基準準則」に基づいて設置・運営している。年1回の実施、評価結果を公表している。令和3年度は、令和4年3月16日に実施、令和4年5月に看護学校ホームページに公表した。 「国立療養所長島愛生園看護学校業務基準準則」 (学校関係者評価会議) 第16条 学校外の者による視点で評価し、学校の教育活動および学校運営等の改善を図るために設ける。 2 学校関係者評価会議は、学校長の委嘱する委員4名以上とし学校職員以外の者で次に掲げる区分から、学校長が委嘱する。 一 地元企業関係者 二 高等学校関係者 三 保護者 四 卒業生 五 教育に関する有識者 六 看護管理者 3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。 4 学校関係者評価会議に委員長を置く。 5 学校関係者評価会議では、学校関係者評価委員が他者の視点で次の事項を評価する。 一 教育活動に関する事項 二 学校運営に関する事項 6 学校関係者評価会議の運営その他については、つぎのとおりとする。 一 学校関係者評価会議は、学校長は年に1度以上会議を招集し、委員長がその運営にあたる。 二 学校長が必要と認める場合には、委員以外の者の出席を求めることができる。 (副学校長、事務長、教育主事、教官など)

- 三 学校関係者評価委員の過半数が出席しなければ開催することはできない。
- 四 学校長は自己評価の結果を学校関係者評価会議に報告し、意見を持って評価結果とする。
- 五 教職員は、学校関係者評価結果を活用し、教育活動及び学校運営等の質の保証と向上に努めなければならない。
- 六 学校長は学校関係者評価結果について公表しなければならない。
- 七 委員は、評価活動を通じて収集した情報は、学校関係者評価以外の目的に使用してはならない。なお、この守秘義務は評価活動を終了後も継続する。ただし、学校が公表を前提として作成した刊行物や資料は含まないものとする。
- 八 会議には議事録を作成しなければならない。
- 九 会議の事務は、教育主事において処理する。

7 この基準に定めるものの他、学校関係者評価会議に関し必要な事項は学校長が定める。また、学校相互評価実施規程並びに全国国立病院附属看護学校副学校長教育主事協議会中国四国支部規程に基づき、教育の質の向上及び学校経営の維持・安定化を図るため、以下の①・②を実施して評価結果を公表している。

①教員による自己点検自己評価の実施（1年に1回）

「教育理念・教育目的・教育目標」「教育課程経営」「教授・学習・評価過程」「経営・管理過程」「入学」「卒業・就業・進学」「地域社会/国際交流」「研究」の結果について、前回実施結果と比較分析

②学校相互評価の実施（3年に1回）

評価者に国立病院機構の学校管理者4～5名及び国立病院以外に学校管理者1～2名を評価者に入れ、相互評価（「教育理念・教育目的・教育目標」「教育課程経営」「教授・学習・評価過程」「経営・管理過程」「入学」「卒業・就業・進学」「地域社会/国際交流」「研究」）の結果について、前回実施結果と比較分析

学校関係者評価委員会の評価結果を踏まえた改善については、評価結果は教官会議を通して共通認識し、教育活動で改善すべき点について検討した。

（学習環境）

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で令和2年5月中旬から、オンライン授業を開始している。令和3年度も、蔓延防止等重点措置や緊急事態宣言に伴い感染防止のため、オンライン授業を取り入れており、2回線に増設し学習環境を整えている。聴講した学生の意見「分かりにくい」「質問しにくい」に対して、学生個人のパソコンも併用し、チャット機能を使用するよう調整した。オンライン授業は今後も継続していくと考えられるため、各講師による資料の工夫や双方向で学習となるよう引き続き学習環境を整えていく。

教科外活動は、学会聴講、長島愛生園行事については新型コロナウイルス感染症拡大の影響のため、予定通りに実施できていない。しかし、感染予防対策をとり内容を検討して工夫して実施していけるようにする。また必要時、母体病院と調整し検討していく。

（自己評価による課題）

自己点検・自己評価について、評価内容は、8カテゴリーの評価項目がある。自己評価が下がったカテゴリーは2つ、（Ⅲ. 教授・学習・評価課程・Ⅷ. 研究）であった。

カテゴリーⅢ. 教授・学習・評価課程は、学習内容に対して評価基準が妥当でなかった科目があったため、シラバスとの一貫性や評価基準を検討していく。

カテゴリーⅧ. 研究は、取り組めていない教官がほとんどである。理由として、1名の教官が7ヶ月研修に行っていたことから、その分他の教官が役割を担っていた。また、研究授業や学会発表に向けて取り組んでいる教官もいたためである。外部委員からも「教育の質の向上、ひいては学校教育目標の具現化につながっていくものである」と重要性の指摘があったことより、令和4年度は、各教官は研究テーマをもち、計画

<p>的に取り組んでいけるようにしていく。</p> <p>(卒業生への取り組み)</p> <p>昨年度の課題である卒業生への取り組みとしては、卒業生へ季節の挨拶状を郵送し、卒業生が学校へ近況報告できるよう働きかけた。9名中4名より連絡があり、就職後、どのように働いているのかなど近況や生活状況など情報を得ることができた。卒業生の継続した支援を行うことで成長や思いを知る機会となったため、引く続き実施していくこととする。</p>		
<p>学校関係者評価の委員</p>		
<p>所属</p>	<p>任期</p>	<p>種別</p>
<p>国立療養所長島愛生園</p>	<p>2021.4.23～2022.3.31</p>	<p>講師・実習指導者 (看護師長)</p>
<p>国立療養所長島愛生園</p>	<p>2021.4.23～2022.3.31</p>	<p>講師・卒業生 (副看護師長)</p>
<p>国立療養所長島愛生園</p>	<p>2021.4.23～2022.3.31</p>	<p>卒業生 (副看護師長)</p>
<p>瀬戸内市教育委員会教育委員</p>	<p>2021.4.23～2022.3.31</p>	<p>講師・元中学校校長・元特任教授</p>
<p>学校関係者評価結果の公表方法</p>		
<p>(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/hansen/aiseien/school/annai/overview.html</p>		
<p>第三者による学校評価 (任意記載事項)</p>		
<p></p>		

c) 当該学校に係る情報

<p>(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/hansen/aiseien/school/annai/overview.html</p>

(別紙)

※この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「-」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校名	国立療養所長島愛生園附属看護学校
設置者名	厚生労働省 厚生労働大臣 後藤 茂之

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者（家計急変による者を除く）		一人	一人	一人
内 訳	第Ⅰ区分	一人	一人	
	第Ⅱ区分	一人	一人	
	第Ⅲ区分	0人	0人	
家計急変による支援対象者（年間）				0人
合計（年間）				一人
(備考)				

※本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第1号、第2号、第3号に掲げる区分をいう。

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等		
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	人	0人	0人
修得単位数が標準単位数の5割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の5割以下)	人	0人	0人
出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況	人	0人	0人
「警告」の区分に連続して該当	人	0人	0人
計	人	0人	0人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	人	前半期	0人	後半期	0人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人

(備考)

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの に限り、認定専攻科を含む。）、 高等専門学校（認定専攻科を含 む。）及び専門学校（修業年限が 2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が標準単位数 の6割以下 (単位制によらない専門学校に あっては、履修科目の単位時間 数が標準時間数の6割以下)	人	0人	0人
GPA等が下位4分の1	人	0人	0人
出席率が8割以下その他 学修意欲が低い状況	人	0人	0人
計	人	0人	0人

(備考)

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。